

第1条 (目的)

この「顧客紹介加盟店契約約款」(以下「本約款」という。)は、プレミアムウォーター株式会社(以下「甲」という。)と甲所定の「プレミアムウォーター顧客紹介加盟契約申込書」(以下「本申込書」という。)に記載の契約者(以下「乙」という。)との間で成立する顧客紹介加盟店契約(以下「本契約」という。)の内容を定めることを目的とする。

第2条 (契約の成立)

本契約は、乙が本申込書を不備なく記載して記名押印のうえ、甲が指定する方法で提出し、かつ、甲が本申込書に基づく乙の申込みを承諾する旨の通知を行った時点で成立するものとする。なお、この甲からの通知は、甲が適切と判断する方法で行うものとする。

第3条 (約款の変更)

1. 甲は、必要があると認めるときは、いつでも本約款の定めを変更することができるものとする。
2. 前項の変更の効力は、甲が乙に対して本約款を変更する旨の通知を発信した時点で生じるものとする。
3. 甲は、自らが適切であると判断する方法によって本約款の変更の旨を乙に対して周知することにより、前項の通知に代えることができる。なお、この場合の変更の効力は、周知を行った時点から発生するものとする。
4. 前二項にかかわらず、通知又は周知の時点で本約款の変更に係る効力発生日時につき別段の定めを設けたときは、その定めに従うものとする。

第4条 (顧客紹介)

1. 乙は、甲に対し、本申込書の「紹介対象商品／サービス」欄に記載の甲の取扱う各種商品及びサービス(甲自らが提供者となるもの及び第三者が提供者となるもののいずれも含むものとし、以下「本商材」という。)の利用の可能性のある顧客(以下「見込顧客」という。)を甲の指定する方法で紹介(以下「紹介業務」という。)するものとする。ただし、当該紹介の効力は、甲が最初に乙から紹介された見込顧客に対して連絡をした時から1か月間とする。
2. 乙は、紹介業務を実施するにあたっては、見込顧客に対し、甲又は甲の傘下取次店(以下、これらの者を総称して「甲等」という。)から本商材に関して連絡があること及び甲等に見込顧客に関する情報(個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報を含む。以下「顧客情報」という。)を提供することがあることを告知し、甲所定の方法でその承諾を得たうえで、甲指定の方法で顧客情報を甲に伝達するものとする。
3. 見込顧客としての適格を有する者は次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 現に本商材を利用する意欲を有し、かつ、十分に支払能力を有すると見込まれること。
 - (2) 反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人の総称をいう。以下同じ。)に属しておらず、かつ、反社会的勢力と関係を有しないこと。
4. 甲は、乙から見込顧客の紹介を受けた場合であっても、自己の判断のもとで本商材の提案を行うか否かを決定するとともに、本商材の提案の実施内容及びその結果について甲は何ら保証をせず、これらに対して責任を負わないものとし、乙はこれに関して異議を申し立てないものとする。

第5条 (紹介料)

1. 甲は、本申込書の「手数料発生条件」欄に記載の条件が成就したことが確認できたときは、本申込書に記載の紹介手数料(以下「本手数料」という。)を支払うものとする。
2. 甲は、本申込書の「支払サイクル」欄に記載の締切日までに発生した本手数料を集計のうえ、本申込書の「支払サイクル」欄に記載の支払期日(該当日が金融機関の休業日のときはその前営業日)までに本手数料並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額(円単位未満は切り捨てる。)を本申込書の「口座情報」欄に記載の乙指定の金融機関の預金口座に対する振込入金の方法によってこれを支払うものとする。なお、この振込みに要する費用は甲の負担とする。なお、乙は、この振込みに関する時刻は指定できないものとする。

第6条 (通知の効力)

1. 甲の乙に対する通知の効力は、次の各号に掲げる方法に応じて当該各号に定める時期に発生するものとする。
 - (1) 書面の郵送 乙が本申込書で届け出た郵送物送付先住所に対する郵送に付した日の翌日が到来した時点
 - (2) 電磁的方法による発信 乙が本申込書で届け出たFAX番号又はE-mailアドレス宛に発信した時点
2. 乙は、甲に対して届け出た事項に変更が生じたときは、直ちにその変更後の内容を甲に届け出るものとする。万が一、乙がこの届出を懈怠し、若しくは遅延したことで乙に損害が生じたとしても、甲はこれについて何ら責任を負わないものとする。
3. 乙が前項の届出を怠ったことで甲が乙に対して郵送又は電磁的方法による通知を送付できなかった場合であっても、第1項各号に定める通知方法に応じて当該各号で定める時点で通知の効力は生じるものとする。

第7条 (条件の変更)

甲は、乙に対して書面又は電磁的記録を送付する方法で通知することにより、本申込書に記載する本商材の種類、本手数料の額、本手数料の発生条件、本手数料の支払サイクルその他の取引条件を変更することができる。

第8条 (契約期間及び終了)

1. 本契約の有効期間は、第2条によって本契約が成立した日から起算して2度目に到来する3月31日までとする。ただし、本契約の終了日から1か月前までに甲又は乙から書面による不更新の通知が発せられない限り、本契約は同一条件のまま自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲及び乙は、相手方に対して通知することにより、通知日から1か月後に本契約を将来に向かって解約することができる。
3. 甲は、本契約の終了日まで(同日を含む。)に発生した本手数料の支払いをもって、乙に対する本手数料の支払義務を免れるものとする。

第9条 (解除)

甲及び乙は、相手方において次の各号に定める事由のいずれかが生じたときは、何ら事前の催告を要することなく書面又は電磁的記録によって通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 仮差押え、仮処分、差押え、強制競売その他の民事保全手続又は強制執行手続に係る申立てを受けたとき
- (3) 公租公課に係る滞納処分を受けたとき(滞納処分の例によるものとされる処分を含む。)
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他これらに類する手続の開始の申立てを自ら行い、又は第三者から受けたとき
- (5) 支払不能に陥り、若しくは第三者に任意整理を委任することその他支払停止となったとき
- (6) 本契約の履行に関して行政庁から行政処分を受けたとき
- (7) 代表者が所在不明であるとき又は相手方との連絡が取れない状態が1か月以上継続するとき
- (8) 本契約の履行に起因又は関連して違法又は不正な行為に及んだとき
- (9) 相手方又は相手方の役員が反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明したとき
- (10) 前各号に定めるほか、本契約を維持することが著しく困難であるとき

第10条 (秘密保持義務)

1. 甲及び乙は、本契約の履行に起因又は関連して知得した相手方に関する情報(以下「秘密情報」という。)を厳に秘密として保持するものとし、相手方から書面による事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約の目的以外のために利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は除くものとする。
 - (1) 知得した時点で既に公知となっている情報又は秘密情報を知得した当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (2) 秘密情報に依拠することなく独自に創作又は創造した情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
2. 甲及び乙は、前項にかかわらず、法令又は金融商品取引所定める規程に基づいて秘密情報の開示の要請を受けたときは、必要かつ最小限の範囲内でこれを開示することができる。
3. 本条の定めは、本契約が終了した場合といえども、その終了日の翌日から2年間有効に存続するものとする。

第11条 (顧客情報)

前条(第1項ただし書及び第3項を除く。)は、甲又は乙が本契約履行に起因又は関連して知得した個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項の定義に従う。)の取扱いについて準用する。なお、本条の定めは、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第12条 (損害賠償)

1. 甲及び乙は、本契約の履行に起因又は関連して相手方に損害を与えた場合には、直接かつ現実生じた損害の範囲内で相手方の損害を賠償するものとする。ただし、自己の責めに帰すべき事由によらないときはこの限りでない。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えた場合には、相当因果関係のある範囲内で、その損害の全部を賠償する責任を負うものとする。

第13条 (裁判管轄)

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に起因又は関連して訴訟の必要が生じた場合における第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。